

各共同生活援助事業者 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

「指定共同生活援助事業所における共同生活住居の取扱いについて（通知）」の一部改正
について

このことにつきましては、平成26年5月27日付け施運第178号（以下「北海道通知」という。）で通知したところですが、今般、平成26年9月22日付け事務連絡で別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室より「共同生活援助（グループホーム）の共同生活住居の取扱いについて」（以下「国事務連絡」という。）が示されたことから、当該事務連絡の内容を踏まえ、次のとおり標記通知の一部を改正しますので、今後の取扱いについて御留意願います。

記

1 国事務連絡

別添のとおり

2 北海道通知の改正内容について

(1) 当該通知中、1の(1)を次のとおり改正する。

<改正前>

共同生活住居は、1つの建物の中に原則1つとなります。

※ 例えば、2階建ての2世帯住宅のように、1つの建物の中において各階にそれぞれ複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等の必要な設備を有し、かつ、玄関も別々に設置されている場合であっても、当該建物内における共同生活住居の設置は1つとし、1階及び2階ともに利用する場合には、それぞれをユニットとして取り扱います。

<改正後>

共同生活住居は、1つの建物の中に原則1つとなりますが、マンション等以外の建物であって、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項に規定する入居定員以下（※）である場合は、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置して差し支えありません。

（※）～新築の場合、入居定員2人以上10人以下

既存建物の場合、入居定員2人以上20人以下（都道府県知事が特に必要と認めた場合は2人以上30人以下）

(2) 当該通知中、1の(3)を次のとおり改正する

<改正前>

既にマンション又はアパート以外の1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置し指定されている場合にあつては、引き続きこのような形体でのサービス提供は可能とします。

なお、この場合であっても、今後、当該共同生活住居の移転や当該共同生活住居が設置されている建物を改築する場合などのほか、設置者が変更となった際には、本通知の趣旨を踏まえ、新規の設置・指定扱いとなりますので、御留意願います。

<改正後>

既にマンション又はアパート以外の1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置している場合であつて、かつ、(1)に該当しない形態（当該建物内に設置されている共同生活住居入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項の規定を超過している等）で指定されている場合にあつては、引き続きこのような形体でのサービス提供は可能とします。

なお、この場合であっても、今後、当該共同生活住居の移転や当該共同生活住居が設置されている建物を改築する場合などのほか、設置者が変更となった際には、本通知の趣旨を踏まえ、新規の設置・指定扱いとなりますので、御留意願います。

(3) 当該通知新旧対照表

別添のとおり

事業指定グループ
電話：011-204-5935
事業指導グループ
電話：011-204-5075